

令和5年度第3回社会福祉審議会
報告事項イ「シン・子育て王国とっとり計画の
策定について」計画の骨子（案）

令和6年2月

「シン・子育て王国とっとり計画」(仮称)の骨子(案)

※四角囲み内は取組の方向性を簡条書きしたもの

1 はじめに

- ・平成22年の「子育て王国とっとり」建国以来、全国の一步先を行く少子化対策・子育て支援策に取り組んできた。地域全体で子育てを支え、子どもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども・子育て支援施策の格段のバージョンアップを図る。
- ・こども基本法に基づき、既存の子ども関連3計画(子育て王国とっとり推進指針、とっとり若者自立応援プラン、子どもの貧困対策推進計画)を包括的に見直し、一体のものとして策定する。

2 基本的方針

- ・「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の意見を聴き共に考えていく。子ども・若者の良好な成育環境の実現、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の結婚、子育てへの希望を形成する。

3 シン子育て王国と通りの推進体制

(1) 政策決定過程への子ども・若者、保護者(子育て世帯)の参画促進

- ・子ども、若者、保護者(子育て世帯)が随時意見投稿できる環境の構築
- ・子育て王国とっとり会議への若者委員の参画

(2) 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- ・「シン・子育て王国とっとり運動」の推進(こどもまんなか応援サポーター宣言の拡大推進、こどもファスト・トラックの設置促進、子育て応援駐車場の設置促進、とっとり子育てプレミアムパートナーの登録者拡大、男性の育児休業取得率の向上など)

(3) 施策の推進体制

- ・県、市町村、保護者、民間団体、県民及び事業主が連携して子育て支援等に取り組むために必要な推進体制を整備
- ・子育て王国とっとり会議、鳥取県青少年問題協議会、児童に関する審議会等での審議

(4) 数値目標と指標の設定(具体的設定は以下の各項目で)

- ・計画に掲げた数値目標・指標等の検証・評価、継続的な施策の点検と見直し

4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援

(1) 子どものライフステージを通じた取組

- ① 情報提供、相談体制の充実
- ② 家庭・地域での子どもの育成

- ・プレコンセプションケアを含め性や生殖に関する正しい知識の普及、相談支援
- ・市町村のこども家庭センター設置を支援
- ・民間団体との連携や様々な施策・機関の総合性の確保

(2) 子どもの誕生前から幼児期までの取組

妊娠準備期、妊娠期、出産、幼児期までの支援など、子どもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく支援。

① 妊娠・出産期、幼児期までの支援

- ア 不妊治療等への助成
- イ 産前・産後ケアの充実
- ウ 妊娠準備期から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

② 多様な保育ニーズへの対応

- ア 保育・幼児教育の質の向上・量の確保（保育士の配置基準、保育人材の確保・定着）
- イ 保育所等における安全確保など保育環境の改善
- ウ 自他の命を大切に作る心の育成（いじめ対策）
- エ 保育等におけるインクルージョンの推進
- オ 病児病後児保育の充実
- カ 幼保小の連携促進

- ・不妊治療の経済的負担の更なる軽減、不妊治療に係る保険適用の範囲拡充（国要望）
- ・国助成が行き届かない部分への助成、産後ケア施設や助産師の確保、近くの病院等への助産師派遣
- ・周産期母子医療センターへの支援、産科医や助産師の確保
- ・保育人材不足の解消、県独自の加配制度による配置基準改善、保育現場の負担軽減
- ・重大事故が発生しない保育環境整備、避難確保計画等に基づく継続的な訓練の実施
- ・医療的ケア児を含む障がい児保育の充実
- ・病児病後児保育施設の設置運営の支援
- ・幼保小接続アドバイザー派遣による指導助言、各種研修会等の開催

(3) 学童期・思春期の取組

学童期は、子どもが体も心も大きく成長し友人関係や遊びを通じて協調性・自主性を身に付ける時期、思春期はアイデンティティーを形成していく時期であり、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていく。

① 子どもの心身の成長の支援

- ア 基本的な生活習慣の形成
- イ 命、健康、性、妊娠・出産に関する知識の普及、相談支援の充実
- ウ 子どもが権利の主体であることへの理解促進
- エ 運動意欲の増進、体力づくり
- オ 遊びや体験活動の推進
- カ 安全・安心の通学環境
- キ 小児医療体制の充実
- ク 互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成

② 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

③ 子どもの居場所づくり

④ いじめ防止、こころのケアの充実

⑤ 不登校の子どもへの支援

- ア 保護者への情報提供、相談体制
- イ 学校以外の学ぶ環境の受け皿づくりの充実
- ウ 高校中退者への支援

- ・インターネット・SNSの安全な利用に向けた啓発
- ・助産師による相談対応（電話・メール、LINE）、困難事案等への保健所の積極的関与
- ・年齢に応じた啓発冊子・学習教材の作成・活用
- ・子どもの「権利の主体」意識を育てる学習の推進、保護者・地域住民への学習機会の充実
- ・体力向上に係る教員の指導力向上及び各学校の取組充実、地域と連携した取組の推進
- ・ふるさとキャリア教育の推進、地域と連携した遊びや体験活動の推進、こどもの国の遊具更新及び体験・学びのコンテンツ充実
- ・スポーツ、文化・芸術活動の応援
- ・通学路の安全確保、年齢等の段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育、制服警察官によるパトロール強化、防犯ボランティアの拡充
- ・小児医療に従事する医師確保、とっとり子ども救急ダイヤル（#8000）の拡充、適正受診の普及啓発

- ・協働・ボランティア活動の促進支援、子どもや若者が地域活動やボランティア活動に参加しやすい環境づくり（情報提供、ネットワークづくり、学校での教育）、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネーターや社会教育士の養成、公民館職員等社会教育に携わる人材育成、子ども会活動の活性化
- ・地域における子育て及び世代間の繋がり・助け合いへの理解促進
- ・人権学習の充実、教職員研修の推進、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置
- ・放課後児童クラブの設置運営支援、受け皿が不十分な市町村における施設整備の支援
- ・地域学校協働活動の支援（放課後子供教室、学校支援ボランティア等）
- ・子ども食堂の立ち上げ及びネットワークづくりの支援
- ・市町村のこども家庭センター設置を支援（再掲）
- ・地域の資源や人材（子育て経験者、高齢者、若者、民間団体の取組）を活用した子どもの居場所づくりの支援
- ・少人数学級の推進、教師の指導力・能力向上、授業改善に向けた研修会、ICTを活用した授業改善
- ・研修やフォーラムの開催、個々の子どもに応じたきめ細かな支援の推進、ICT等を活用した校内支援体制づくり、保護者が相談しやすい環境整備
- ・高校生年代に対する居場所の提供（教育支援センター「ハートフルスペース」）、社会参加への支援
- ・不登校に対する理解促進、教育支援センターの自宅学習支援員によるICT等を活用した学習支援、本人・保護者の心理的サポート、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた支援の推進。

（４）青年期の取組

心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していく準備期間であり、将来の夢を抱き、高等教育・就職・結婚・出産・子育てなど大きなライフイベントが重なる時期

① 若者の経済的、社会的自立を応援

- ア 雇用機会の確保、若年者の早期就職・職場定着の支援
- イ 労働環境の向上、労働関係トラブルへの対応
- ウ 消費者トラブルの未然防止

② 出会い・結婚、人とのつながりを応援

- ア 結婚を望む方の出会いから結婚までを応援
- イ 結婚に伴う新生活への支援
- ウ 職場・地域における支援
- エ デートDVの防止

- ・若者の自立支援ネットワークの体制強化、とっとりインターンシップの充実、県立ハローワークによる求人・求職マッチング、若者サポートステーションによる支援充実、新入社員合同セミナー
- ・労働相談体制の充実、労働トラブル防止のための研修・セミナー
- ・教育機関における若年者への体系的な消費者教育、消費者教育に取り組む教員への研修・教材提供
- ・DV予防啓発支援員の養成、高等学校等でのデートDV予防学習会の実施
- ・縁結びナビゲーター（ボランティア仲人）の拡大、結婚支援コンシェルジュの活動推進、出会い結婚支援に携わる民間事業者との連携（マッチングアプリとの連携）強化、メタバースを活用した出会い婚活イベントの拡大、自然な出会いの創出、都市圏における鳥取県出身者のコミュニティの支援・連携、結婚前のライフプランニング支援
- ・結婚新生活支援を実施する市町村の拡大推進
- ・「カンパニー婚活」実施企業・団体の増加、えんトリーと連携する企業・団体・市町村の拡大

5 子育て当事者への支援

（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ① 医療費の負担軽減
- ② 保育料の無償化
- ③ 在宅育児世帯への支援
- ④ 高校生等奨学給付金、奨学金貸与、私立中学校・高等学校への就学支援

- ⑤ 高校生への通学費助成
- ⑥ 高等教育の奨学金貸与・修学支援

- ・令和6年4月から小児医療費を完全無償化、適正受診の呼びかけ
- ・更なる保育料軽減策の検討
- ・就学支援金等による授業料等の支援、就学が困難な生徒に対する授業料の減免、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給、鳥取県育英奨学資金の貸与
- ・高校生等通学費助成制度の確実な周知、負担軽減策の継続実施
- ・高等教育費の更なる負担軽減（国制度としての実施要望）

(2) 地域における子育て支援、家庭教育の支援

- ① 地域の資源・人材の活用
- ② 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供
- ③ 家庭教育の支援
- ④ 子育て当事者への情報の提供

- ・地域の人材（子育て経験者、高齢者、若者、民間団体の取組）や施設・資源を活用して、子育ての困りごと相談、子どもの遊び場、多世代交流拠点など親子連れが気軽に立ち寄れる屋内施設づくり（公民館等の活用促進）を行う市町村を支援
- ・こどもの国の魅力向上（屋内遊び場の整備、子育て支援に携わる地域人材の活動拠点としての活用）
- ・地域における子育て及び世代間の繋がり・助け合いへの理解促進（再掲）
- ・子育て世帯のニーズに対応した子育て応援協賛店の開拓
- ・保護者への多様な学習機会の提供、関係機関と連携した相談体制等による家庭教育への支援の充実
- ・必要な情報が適時に対象者に届くよう子育て王国アプリのプッシュ通知機能改修

(3) 安心して子育てできるための職業生活と家庭生活の両立

- ① 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ② 安心して子育てできる就労環境の整備

- ・性別役割意識解消のためのセミナー、地域・団体等による男女共同参画に関する取組への支援、男女共同参画推進のための人材育成
- ・若者への結婚・妊娠等に関する正しい知識の普及啓発（県助産師会による出前講座の実施等）
- ・男女共同参画推進企業の認定拡大、イクボス・ファミボス理念の普及、男性の育児休業の取得促進（専門家による助言・伴走支援、奨励金の支給）

(4) ひとり親家庭への支援

- ① 子育てや生活支援の充実
- ② 就業支援の充実
- ③ 養育費の確保及び面会交流の推進
- ④ 経済的支援の充実

- ・子育て支援サービスの充実（子どもの学習支援、保育所への優先入所、放課後児童クラブの充実、子どもの居場所）、公営住宅の優先入居の推進、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実
- ・職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、子育てと仕事の両立支援
- ・養育費の取り決め・取得促進・相談支援、面会交流の取り決め・実施促進
- ・児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付け、医療費の助成

6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援

(1) 孤独・孤立への対応

- ① ヤングケアラー、若者ケアラーに対する支援
- ② ひきこもりに関する支援
- ③ 性的マイノリティの子ども・若者への支援
- ④ 地域で暮らす外国の子ども・若者とその家族への支援

- ・啓発によるヤングケアラー等の認知度向上、実態把握、相談窓口等支援体制の充実
- ・ひきこもりに対する正しい理解の啓発、官民連携プラットフォームや重層的支援体制の整備
- ・多様な性のあり方についての理解促進、相談支援体制の充実
- ・国際交流コーディネーターによる相談窓口設置、多文化共生コーディネーターの配置
- ・日本語指導担当教員の配置、学校現場での外国人児童生徒等の受入れ・支援体制の構築、10言語に対応した「学校生活ガイドブック」の活用

(2) 子どもの貧困対策

- ① 教育の支援
- ② 生活の安定に資するための支援
- ③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ④ 経済的支援

- ・苦しい状況にある家庭・子どもの早期把握、支援につなげる体制強化
- ・所得の増大・職業生活の安定と向上のための支援、親の状況に合ったきめ細かな就労支援
- ・社会的に孤立しないための相談体制、子どもへの学習支援、養育費確保の促進策、住まいの支援、経済的支援、各種支援施策の周知

(3) 慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援

- ・小児慢性特定疾病医療費助成、指定難病特定医療費助成等の経済的負担軽減、小児医療から成人医療へのスムーズな移行の支援

(4) 障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもへの支援

- ① 障がい児の相談支援
- ② きこえない・きこえにくい子どもとその家族への切れ目のない支援
- ③ 医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制強化
- ④ 発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進
- ⑤ 本人、保護者、学校、関係機関が連携した早期からの教育支援体制の整備
- ⑥ 手話言語や障がい者スポーツ等を通じた交流活動や啓発機会の確保

- ・地域療育支援の継続、園・学校等における支援のスキルの向上、障害児相談支援事業所の指定増加や児童発達支援センターの早期設置の市町村への働きかけ
- ・新生児聴覚検査における聴覚障がい児の早期発見、関係機関と連携した早期から切れ目のない支援
- ・障害児通所事業所や医療型ショートステイ実施機関の確保、研修を通じた支援人材の育成
- ・障害福祉サービスや『エール』鳥取県発達障がい者支援センター等での支援、ペアレントメンターの活用、ペアレントトレーニングの実施等の保護者支援促進
- ・就学前から就労に至るまでの切れ目のない支援、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実、就学前における学校、医療、行政間での十分な情報共有、県版公立学校における医療的ケア体制ガイドラインの周知、障がいのある子どもの多様な学びの場の構築
- ・学校や児童生徒の実情に即した学習教材の作成・活用（「手話ハンドブック」、鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」、手話ダンス動画「手話のWA」等）、手話普及支援員を派遣した学習活動の支援
- ・誰もが手話言語に触れ学べる環境づくり（手話カフェ及びICTを活用した取組等）
- ・文化芸術活動を通じた地域との交流促進、地域でスポーツを行う機会の確保、「ノバリア」を核とした専門の指導者によるキッズスポーツ教室等の開催、在学中から卒業後まで一貫して運動・スポーツできる環境の整備

(5) 児童虐待防止対策等の推進

- ① 予防・早期発見に向けた効果的な啓発活動
- ② 児童相談所の体制強化及び資質向上
- ③ 市町村要保護児童対策の体制強化及び資質向上

④ 児童養護施設等関係機関の資質向上及び児童相談所等との連携強化

- ・年間を通じた啓発活動を推進、SOS を発信しやすい環境の促進
- ・自己点検と第三者の意見を踏まえた児童相談所の対応力強化
- ・市町村の子ども家庭相談における体制強化（母子保健と児童福祉の双方の機能の一体的運営）
- ・地域への子育て支援を提供できる社会資源としての施設の体制整備や職員の資質向上

(6) 社会的養護施策の推進

- ① 里親支援の体制強化
- ② 社会的養護経験者等の自立支援の充実
- ③ 子どもアドボカシーの啓発と仕組みづくり
- ④ 社会的養護経験者の当事者団体の育成・サポート

- ・里親支援センターの設置、里親の養育技術の向上、里親委託児童の生活環境向上等に係る経費助成
- ・社会的養護経験者等への生活、就労に関する相談支援、社会的養護自立支援拠点の整備
- ・児童相談所及び児童養護施設等へのアドボカシー派遣を含む子どもアドボカシーの仕組み構築
- ・社会的養護の子どもや施設を退所した社会的養護経験者による当事者団体の活動支援

(7) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

- ① 子ども・若者の自死対策
- ② 犯罪などから子ども・若者を守る取組
- ③ 性犯罪・性暴力への対応
- ④ 非行防止と立ち直りの支援

- ・メンタルヘルス出前講座、相談窓口の周知、多職種で構成する「若者の自死危機対応チーム」の設置検討
- ・広報等を用いた鍵掛けの習慣化の促進、SNS 等を用いた犯罪の発生状況・手口・犯罪実行者募集情報等の情報発信、青少年に対するインターネットに係るトラブル予防法等の広報・啓発活動
- ・性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できる環境の整備、被害者の早期回復に向けた支援の充実
- ・とっとり被害者支援センター及び性暴力被害者支援センターととっとり緊密に連携・協力した支援
- ・関係機関等が連携した広報、啓発活動の推進
- ・非行防止教室等の開催、少年警察補導員等による継続的な面接や家庭連絡による指導・助言、スクールサポーターによる学校訪問活動